

青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

(設置)

第1 新型コロナウイルス感染症対策に係る県の施策の立案及び決定に関し、医学的な見地から助言等を行うため、青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 専門家会議は、新型コロナウイルス感染症対策に係る県の施策の立案及び決定に関し、医学的な見地からの助言等を行う。

(組織)

第3 専門家会議は、学識経験を有する者等のうちから知事が委嘱する10名以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、原則委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、原則として前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 専門家会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員の中から副会長を指名する。

4 会長は、専門家会議を掌理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5 専門家会議の会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(専門家会議の庶務)

第6 専門家会議の庶務は、健康福祉部保健衛生課において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。